

2022年4月1日

## エコマーク商品類型 No.131「土木製品Version1.19」認定基準の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯、概要

No.131「土木製品」認定基準は、2005年の制定以降、技術革新に合わせて対象範囲の拡大してきた。今回は、2020年度の新規商品類型の提案があったもののうち、合成樹脂被覆鉄線(JIS G3543に準拠する製品およびフェンス類)、および施工用資材：チョークライン用チョークを追加する。

### 2. 改定日：2022年4月1日

### 3. 改定箇所（追加：下線部、削除：見え消し）＜改定箇所のみ抜粋＞

エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version1.19」認定基準書

分類 E.～造園・緑化材～

#### 2. 適用範囲

植生マット、植生シート、植生ネット、肥料袋付き植生ネット、プランター（小型家庭用を除く）、表示板（名札は「日用品」で扱う）、樹木根囲い保護材、水辺緑化資材、樹木保護材・芝生保護材、擬木、ベンチ・スツール・テーブル（コンクリート製、または施工によりコンクリートの基礎などに固定するもの）、スプリンクラー（灌水パイプなど）、組立ガラス温室、パーゴラ、あずまや、水のみ、シェルター、トレリス、人工芝生、街路材（デザインフェンス）、根茎調節資材（雑草抑制シート、見切り材）、人工造園材料、保護材（弾性保護材）、車止め、擬石、合成樹脂被覆鉄線(JIS G3543に準拠する製品およびフェンス類)

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4-1.環境に関する基準と証明方法

##### 4-1-3 個別製品に関する基準と証明方法

(10) 製品は、表1に示す再生材料の合計質量が製品質量全体（植生シートなどの種子を除く）の70%以上であること。ただし、コンクリートとその他の材料を組み合わせで使用した製品は、コンクリート部分を除いた製品質量に対する再生材料配合率が70%以上であること。コンクリートのみで構成される製品、またはコンクリート部分は、表2に示す再生材料を基準配合率以上使用していること。使用する再生材料の算出方

法は、①製品質量に対する再生材料の合計質量、②骨材合計質量に対する骨材中の再生材料の合計質量、または、③セメントおよび混和材の合計質量に対するセメントおよび混和材中の再生材料の合計質量のいずれかとする。

また、製品の使用目的が一定の期間で終了し、環境中に放置される可能性のある製品については、A区分の再生材料のみを使用すること。

C区分の再生材料を使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程において、「建設汚泥再生利用マニュアル（平成20年12月、独立行政法人土木研究所編著）」に基づく高度安定処理、焼成または熔融固化されていること。

人工芝生については、繊維部分質量中のリサイクル繊維の質量割合が70%以上であること。あるいは、人工芝生とチップ等の充填材などの構成材全体に使用する表1に示す再生材料の合計質量が、製品質量全体の70%以上であること。

合成樹脂被覆鉄線については、鉄線部分を被覆する樹脂の総質量における再生プラスチックの質量割合が50%以上であること。

なお、植物由来プラスチックまたは植物由来合成繊維を使用した製品は、4-1-3.(10)に代わりに4-1-3.(11)を満たすことでもよい。

**表1 造園・緑化材に使用できる再生材料（コンクリート部分を除く）**

再 生 材 料			
A区分	再・未利用木材		
	廃植物繊維（わら、ヤシ、コケなど）		
	古紙		
B区分	繊維	未利用繊維	
		リサイクル繊維	反毛繊維
			ポリマーリサイクル繊維[50]
		ケミカルリサイクル繊維[50]	
	リサイクル布		
	鉱業・採石廃棄物類	採石および窯業廃土、珪砂水簸時の微小珪砂(キラ)	
金属工業廃棄物類	鉄鋼スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、銅スラグ、フェロニッケルスラグ、電気炉スラグ		
その他の産業型廃棄物類	石炭灰、再生プラスチック[50]、貝殻、再生ゴム、ガラスカレット、石膏(脱硫石膏を含む)、グラスウール、ロックウール		
一般廃棄物および下水道汚泥の熔融固化物			
C区分	生活・自然発生汚泥類	上水道汚泥、湖沼などの汚泥	
	産業発生汚泥類	製紙スラッジ、アルミスラッジ、メッキスラッジ、研磨スラッジ	
	建設汚泥		

注1) 木質部の質量%は、気乾状態\*1または製品を20±2℃、湿度65%±5%で恒量\*2に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

\*1：通風のよい室内に7日間以上放置したものをいう。

\*2：24時間毎の質量を測定し、その変化率が0.1%以下になったものをいう。

注2) 再生プラスチックおよびリサイクル繊維は、再生ポリマーとバージンポリマーとの複合使用を認める。原料ポリマーとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなるプラスチックおよび繊維の製品における質量割合が、表中の[ ]内の条件を満たすことでよい。

【証明方法】

供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量証明書に記載すること。

間伐材および低位利用木材については、別表 3 に規定する証明を提出すること。

C 区分の再生原料を使用している製品は、高度安定処理、焼成または熔融固化がされていることの証明書を提出すること。

環境中に放置される可能性のある製品は、A 区分の原料のみ使用していることの説明をすること。

(11)植物由来プラスチックまたは植物由来合成繊維を使用する製品は、以下 a) ～c) の全ての要件を満たすこと。ただし、基準項目 4-1-3.(10)を選択した場合は、本項目は適用しない。

a) ~~プラスチック部分および繊維部分の総質量製品質量全体(植生シートなどの種子を除く。人工芝の場合は、繊維部分質量とする)~~におけるバイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上 ~~でかつ、植物由来プラスチック・合成繊維の質量割合が 25%以上~~ であること。

b) 植物原料の栽培から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーンを把握していること。各工程は別表 4 のチェックリストに適合すること。

c) 植物由来プラスチック(原料樹脂)について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub> 換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット(グリーン電力の購入など)によって相殺している場合も、本項目に適合するものとする。

【証明方法】

a) ~~プラスチック部分および繊維部分質量の総質量製品質量全体(植生シートなどの種子を除く。人工芝の場合は、繊維部分質量とする)~~におけるバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうち植物由来プラスチック(原料樹脂)は、ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される <sup>14</sup>C 法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3 に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率の測定結果を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に 10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。

また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ・ バイオベース炭素含有率の測定を定期的実施すること、および測定結果をエ

コマーケ事務局の要請に応じて開示できることの説明文書

- ・ バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書
- b) 栽培地(国、州、市等)から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーン(フロー図等。精製、発酵等を含む)、および別表への適合状況を記載した、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する証明書を提出すること。
- c) 植物由来プラスチック(原料樹脂)の LCA 評価の結果を提出すること(既存の論文等を参照することでもよい)。カーボン・オフセットによって相殺する場合には、カーボン・オフセットの内容および信頼性についての説明資料をあわせて提出すること。

エコマーク商品類型 No.131 「土木製品 Version1.19」 認定基準書  
分類 J.～その他資材～

2. 適用範囲

ドレーン材、緑化基盤材、埋戻材、のり面防護網（環境配慮型落石防止工、環境配慮型のり面崩落防止工）、非塩素系凍結防止剤・防滑材、埋設標識シート、地中埋設ケーブル保護管、止水板、目地材・目地板、地盤改良材、ケーブルトラフ、土木用遮水シート、施工用資材：チョークライン用チョーク

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-3 個別製品に関する基準と証明方法

**M 施工用資材**

(41) チョークライン用チョークについては、廃棄された卵の殻・貝殻・石膏ボード、および製品として使用された後に廃棄された製品を再生材料として、それらの配合率の合計が製品質量全体の 50%以上であること。

**【証明方法】**

供給元が発行する原料証明書を添付すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量証明書に記載すること。

(42) 製品の容器包装は、省資源化、リサイクルの容易さに配慮されていること。また、容器包装に使用されるプラスチック材は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを処方構成成分として添加しないこと。

**【証明方法】**

製品の包装材料とその原材料を具体的に記載すること(図・写真などを用いて補足してもよい)。また、容器包装に使用されるプラスチック材に、ハロゲンを含むポリマーを処方構成成分として添加していないことを付属証明書に記載すること。

(43) 廃棄された卵の殻・貝殻・廃石膏ボード、および製品として使用された後に廃棄された製品を使用する製品は、製品からの有害物質について、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第四に挙げられたカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレンについて溶出量基準に適合すること。なお、土壤汚染対策法施行規則の基準に代えて、ISO 8124-3 に定める有害物質の基準に適合することでもよい。

**【証明方法】**

第三者試験機関または自社などにより実施された試験結果を提出すること。

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

##### M 施工用資材

(60) 品質については、自社規格などに基づいて品質や安全性が確認されていること。

##### 【証明方法】

自社規格などに適合していることの証明書を提出すること。

以上